

「伝統」から「近代」へ

——南太平洋ニウエ島における土地保有制度「近代化」への逡巡——

Changes in the Land Tenure System of Niue during the Colonial Era

馬 場 優 子
Yuko M. Baba

1. はじめに

民族の歴史を一本の線にたとえるなら、常に右肩上がり、すなわち発展や進歩、前進を当然のことと期待するのは近代社会の人々の特徴であろう。それに反する動きが見られると特殊、異例、異常と把握し、その原因や理由を探ろうとする。しかし諸民族の過去は実際には発展、循環、急施回、後退等々さまざまな経験に織り成されて今日に至っているものである。

本稿は、小規模な社会でありながら単一の権力あるいは単一のイデオロギーの下に直線的に進行することなく、右曲左曲あるいは行きつ戻りつしながら「伝統」と「近代」の間を揺れ動いているポリネシアの一島嶼社会であるニウエ島の近代化過程の事例を土地制度の改革に即して紹介するものである。

ポリネシアは地球の全表面積の約六分の一を占める海洋域に数千の小さな島々が浮かぶ地域であるが、相対的に大きな島である火山島を除けば、他の多くの島々は土壤も少なく水資源も乏しい。従って植生がきわめて貧困で、その上、陸上の動物相も貧弱である。すなわち海洋資源以外の自然資源には限界があり、豊富とは言えない。このような生態学的条件の下で、ポリネシアの島嶼社会の人々にとっては乏しい資源しか生み出さないながらも陸——土地は戦い取って余りある価値をもつものであった。土地すなわち陸、すなわち島を求めて大洋への航海を展開した結果、ポリネシア人は今日のように広大な海洋域に拡散しているのである。

このように島嶼社会の人々にとって土地獲得欲は生態学的条件のもたらした一種の宿命とも言うべきものであるから、必然的に土地に関する紛争は社会生活の隅々にまで胚胎し、しばしば大きな争いに発展する。

本稿が対象とする島嶼ニウエ島ではヨーロッパ人の来島以前、土地紛争は戦争という手段によって解決されていた。全島で頻繁に戦争が展開され、各部族は領土の占取、喪失を繰り返していたのである。キリスト教が島民たちの精神生活に浸透するにつれ、戦争によって土地問題を解決することは次第に減少していったが、土地紛争が全くなくなったわけではない。特にコロニアル期には新たな歴史的要因によって激増している。

その主な原因是、19世紀後半のヨーロッパ人宣教師の来島に引き続いて起こった土地利用形態の変化にある。焼畑移動耕作民である彼らはそれまで内陸部に分散居住していたが、宣教団のために教会、牧師館、広場（チャーチグリーン）を設けるのに必要な土地を全島に十数ヶ所分担して抛出したばかりでなく、その後まもなく宣教団の布教の便宜上、教会の周辺の地に移動させられ集住するようにな

った。これが現今の13ヶ村の原型となったのである。宣教師や教会のための土地や人々の家地を提供した人々としなかった人々の間の緊張関係、またその時に土地登記をした人々の土地権継承者の間の確執等、子孫の代にいたるまで微妙な問題を宿している。こうしたこととに発する紛争は多い。またそれ以外にも境界線や土地利用実績（occupation）に関する利害の反する者どうしの葛藤等々、土地に関する紛争はコロニアル期においてもまた今日においても絶えることがない。

ヨーロッパ人は土地紛争の解決法も含めて土地の保有や継承に関する権利関係を整理し、島の伝統的慣習と妥協しつつ土地制度に近代ヨーロッパ的秩序を持ち込んだ。これがコロニアル期におけるニウエのみならずポリネシア島嶼社会の土地法である。これは多くの問題点をはらんでいて、現在なお、ヨーロッパ的基準で見れば土地制度の「近代化」を、現地社会から見れば島嶼社会の経済的発展を妨げている。

「近代化」とは西欧的近代化論に立てば歴史的には封建社会から資本主義社会への移行過程として捉えられ、理論的把握のために産業化、工業化、合理化、市民的自由権の保障、共同体からの意識の解放等々、幾多の指標が提起された。しかしどリネシアにおいては「近代化」とはこれらの指標とは必ずしも一致せず、大略、「歐風化」を意味し、「伝統的」の対語と言うに等しい。すなわち「伝統的」とはヨーロッパ人ととの接触以前の状態を、「近代的」とは接触後の状態を指すと考えてよい。従ってポリネシア人がヨーロッパ人によって記録される以前、すなわち先史時代の文化はヨーロッパ人との接触の時点まで幾多の変容はあったであろうことは当然として、この時点での慣習・慣行を伝統的慣習・慣行と言う。

伝統的慣習はヨーロッパ人による植民地化の時代にヨーロッパ人の考える「近代的」制度へと社会制度上の「近代化」をこうむり、変容していった。1970年代にいたってポリネシアの多くの島嶼社会は独立ないし内政自治権の獲得へと歩を進めたが、こうした島嶼国家の「近代化」は今なお続いていると見てよい。

2. 伝統的土地保有制度

ニウエにおける慣習的土地保有制度、言うなれば土地制度上の慣習法とはどういうものであったか。これに関してはロウブ（Edwin M. Loeb）^① やスマス（S. Percy Smith）^② などの古典的な民族学的研究をはじめとしてニウエ駐在弁務官（Resident Commissioner）であったマッキューウェン（Jock Malcolm McEwen）^③ や元南太平洋大学太平洋研究所長クローコム（Ronald B. Crocombe）^④ などの研究がある。

この中で特筆すべきはマッキューウェンの研究である。彼はニウエに赴任する以前にニュージーランドにおいてマオリ族の土地問題と関わった経験からニュージーランドの植民地下におけるマオリ社会の土地規則の問題点を痛感していた。また同じく「クック諸島等法1902」（The Cook and Other Islands Act 1902）および「クック諸島法1915」（The Cook Islands Act 1915）の下におかれていったクック諸島の土地問題にも精通していたので、1953年に駐在弁務官として赴任して来ると直ちにニウエの土地問題にも危惧を感じてニウエの状況に適した土地法への改革の必要性を主張した。そして翌年よりニウエの土地制度の現状と問題点の解明のため、まず、伝統的土地保有制度の調査・研究を開始した。およそ10年の歳月をかけ、島民たちの協力を得て行なったその調査は、慣習法がまだ全般的に実践され、あるいは人々の記憶の中に明瞭に保持されている頃に行なわれたニウエ島で初めての総合的土地制度調査であった。

上記の諸研究を参考しつつ筆者の現地での聞き取り調査によって得られた資料からニウエの伝統的な土地保有制度をまとめてみると次のように言えるであろう。

ポリネシアの他の島嶼社会と同様、ニウエの土地慣習法においても土地は集団保有制である。しかし、一集団がある地域全体に対して権利を持っているわけではない。集団そのものが単一ではなく、多様に重層的に編成され、同時に土地権もさまざまなレベルに組織されている。単純化して言えば、入れ子構造をした集団がそれに対応した土地に対して土地権を持っていると言えよう。

この土地保有単位集団は共通の祖先より由来する出自集団、*magafaoa*である。通常英語では“family”をもって訳語としているが、familyが集団のみならず関係をも示す概念であると同様、*magafaoa*も集団をも関係をも表わす。集団としての*magafaoa*は入れ子構造をしており、どのレベルの集団も*magafaoa*という単一の用語で表現されるので、それが使われる文脈によってレベルの異なる種々の集団を表わすことになる。ただし、いずれのレベルの*magafaoa*も単一の祖先*tupuna*（sourceの意）へ遡り得るというイデオロギーがこの出自集団の構造を貫いていて、系譜的に可能な限り遡った頂点を占める祖先の名を冠して<×× tree>と称している。ニウエでは9世代くらい前（ジェームズ・クックがニウエ島に接近したものの、島民の猛攻撃に遭い、上陸を断念した18世紀後半ころ）に遡及できるtreeもある。ひとつのtreeは時間の推移と共に規模が大きくなりすぎると分裂し、枝分れしていく。その分岐点となる人物もそれ以降の世代の子孫から構成される*magafaoa*の*tupuna*となる。このように分裂と——子孫の数や力関係によっては——統合を繰り返しながら分節化したものが*magafaoa*の構造である。

このように*magafaoa*は血縁原理を基盤とした入れ子構造の出自集団であると言われるが、集団構成の契機は血縁関係のみではない。養取や婚姻、地理的近接性なども加盟の契機となることがある。また、脱退は死亡、婚出、養出、移住、集団所有地の非利用、立退き、追立てなどによって起こる。このような諸要因が作用し合い、縦横無尽のさまざまな親族ネットワークが絡まり合う集団構成が現出していると言ってよい。

また出自制度は双系制であるから、世代を遡及するにしても下降するにしても男女両性の祖先および子孫が集団構成上重要な意義を持つ。従って個人を取り巻く親族関係は多種であり、関わる出自集団は理論的に多数存在する。

しかし口頭伝承による記憶には限界があり、自己より世代を遡及するほど祖先に関する記憶も情報も漠然としたり、消え去ったりするものだ。そして当然、世代をより遡上した*tupuna*から発する子孫たちほど互いに親族としての認識が弱まり、ついには消失する。たとえばニウエでは、直系祖先の名はしばしば——必ずではないが——子孫に継承されるので、2～3世代上までは名前と人柄やライフヒストリー上の特徴を人々は記憶しているが、それ以上は突出した祖先のことのみ伝承されていく。しかも双系的祖先は個人から見ると n 世代遡及すれば——重複しないと仮定すると—— $2^{(n-1)}$ 人いるわけだから、遡及世代が上昇するほど龐大な数の直系祖先を持ち、それに伴って傍系親族は夥しい数となる。その龐大な親族の中で、ニウエ人は誰でも自分のキョーダイと第1イトコは知っている。第2イトコや第3イトコを知っている人はかなりいる。両親の第2イトコや第3イトコを知っている人もいるが、自分の第2・第3イトコほどは知らない。祖父母の第2・第3イトコを知っている者はさらに少ない。類別的親族名称体系を持つ彼らは親族を類別化して記憶するので、正確な、詳細な系譜関係は知らなくともかなり広範囲にわたって親族としての認識を持つが、そうであっても世代遡及するほど認識は弱くなるのである。

このように広く認識される親族が重層化された出自集団を構成しているのだが、レベルの異なる集団についても同レベルの集団についても、構成員の間で集団に対する、あるいは集団から得られる権

利・義務に関して、全員が対等な関係にあるのではない。それぞれの構成員の権利、権限、権力、影響力、発言権、責任、義務、恩恵等々はすべて相対的で、年齢、長幼の順、性、嫡・庶出、能力、素質、居住地、他集団との親族紐帯の強弱、土地の必要度、人間関係、その他さまざまな条件によって変異がある。

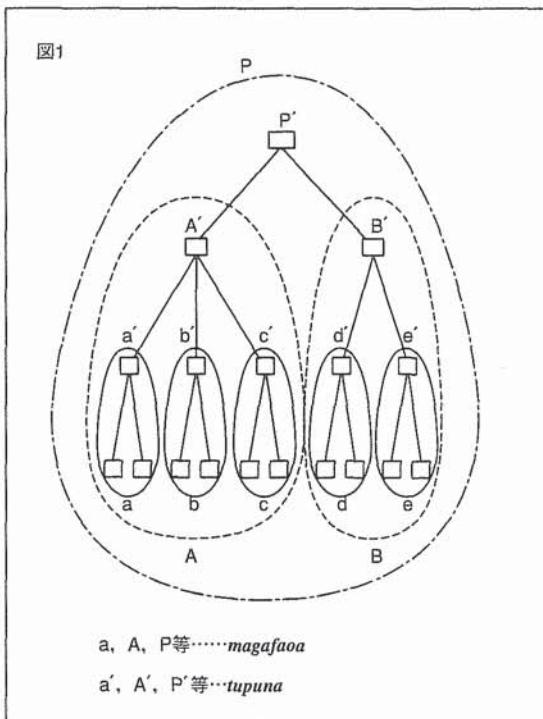
また、個人から見ると、個々人は同レベルおよびレベルの異なる複数の*magafaoa*に対して帰属権を持つが、それも内容や帰属の度合は均等ではない。意識の上でも権利関係の上でも最も強い関係を有するのは父親が帰属する集団であるとしばしば指摘されている⁷⁾。しかし個別のtreeを調べてみるとそのようなディスコースに反する事例は枚挙にいとまがない。父方への偏りというイデオロギーはあるものの、現実には居住地や父方・母方それぞれの集団との人間関係、その保有地の余力などの諸条件によって最も強い帰属権を持つ集団が決まると言ふべきであろう。

以上、出自集団*magafaoa*の構成員の全員が当該*magafaoa*に対して対等な権利・義務を持っているわけではなく、また個々人は複数の*magafaoa*に対して度合の異なる帰属権を持ち、しかも*magafaoa*そのものは規模も構成員も変化することを述べたが、これで集団と規定し得るだけの共同性はあるのだろうか。

ポリネシアの他地域同様ニウエにおいても、出自集団は土地の共同保有を基盤として成立している。一定の土地に対して権利を有する人々によって*magafaoa*は構成されているのである。いわば*magafaoa*は一筆の具体的な土地を核としてその土地との関係によって規定されているのであって、抽象的な出自集団がまず存在してその集団が一片の土地の所属を規定しているのではない⁸⁾。

出自集団は前述のように時間の経過とともに分岐していく。その場合、土地の分割も生じ、分岐点となった個人が分割された新しい土地区画の*tupuna*となる。こうして幹から大枝へ、大枝から中枝へ、さらに小枝へと分節化していく。各個人が土地権を主張できる小枝*magafaoa*の土地は、理論的には両親が土地権を主張できる小枝、すなわち両親の双系的祖先が関わるすべての*magafaoa*の土地である。しかし土地権を主張した場合に当該*magafaoa*によって承認される条件は血縁関係のみならず他にさまざまな条件がある。特にoccupationすなわちその土地を使って生産活動をしているか、もしくはその土地に住んでいるという土地利用実績が重要な指標となる。その土地を平穏にoccupyしていることが*magafaoa*がその土地の使用権を個人に認可する条件である。すなわちニウエでは土地の正しい、適切な利用が人々が生存していくために決定的に重要なので、伝統的土地慣行においては土地の実際的利用が血縁関係とならんで土地を使用する資格の確保に必須の条件であった。

ヨーロッパ人の来島以前、部族間戦争が絶え間なく起っていた時代、紛争の主な原因は土地をめぐる紛糾・葛藤であった。戦争の勝者は敗れた部族から土地を戦利品として獲得し、領有した。従って戦争を行なう諸部族の勝敗に伴って土地は頻繁に領有集



団が交替し、境界線の変更が生じていたのである。ヨーロッパ人の影響下に入る以前から、ニウエ人にとっては土地権を獲得するにはoccupationが不可欠であり、出自集団の保有地とは言え、血縁関係のみによって土地使用が認可されていたわけではない。

*magafaoa*の分裂はその*magafaoa*の土地の分割と同時に生ずる。その場合、分離した*magafaoa*分節は分離以前の分節の土地に対して権利を主張することができるだろうか。図1のモデルで、*magafaoa* a、b、cは各々*tupuna* a'、b'、c'の代に*magafaoa* Aが分裂したものである。この中で*magafaoa* aの構成員は*magafaoa* A全体の土地すなわち*magafaoa* bおよびcの土地にまで使用権を主張することができるのかという問題である。第一次的には*magafaoa* aの者はaの土地を請求する権利を持つ。bおよびcの土地すなわち*magafaoa* Aの土地全体に対しても潜在的に権利を持ち、bあるいはcの構成員との養子縁組によって、子がbあるいはcの土地を継承するさい、何の反対意見も出ない。また*magafaoa* bあるいはcの土地を継承する子孫が途絶えた時にはaの構成員はその土地を請求する権利がある。さらに彼らはより包括的な*magafaoa* P全体の土地に関しては*magafaoa* Aの土地に対する発言力よりも弱まるものの潜在的には発言権があり、土地請求権を持つのである。

以上のように一片の土地を焦点としてその土地の淵源である*tupuna*からの距離あるいはそれとの関係の度合に応じてさまざまな集団が放射状に拡がるネットワーク、これがニウエ社会の伝統的社会組織であった。

3. コロニアル期における土地制度の変容

ニウエ島の「コロニアル期」はニュージーランドへの併合が行なわれた1901年に始まる。すでにロンドン伝道教会の宣教師が島に上陸してから50年以上経過していた。この間に長年続いた島内部族相互間の孤立、対立、戦闘が伝道団の影響のもとに次第に収まり、ヨーロッパの物質文化と精神文化を徐々に受け容れてきた。

併合後まもなくニウエ島は法制上、「クック諸島等法1902」の下に置かれる。これは1915年に至って改訂され、「クック諸島法1915」と形を改めた。以後1968年に「ニウエ修正法」(Niue Amendment Act)が制定されるまで同島はこの法の下に統治される。この法によってニウエにも土地法廷(Land Court)の設置と、自由保有制度、土地権登録制度が法制化された。土地をめぐる権利関係に近代法が導入されたわけである。しかし現実にはニウエでは自由保有制も土地権登録制もほとんど実施されず、土地法廷も有効に機能することはなかった。1941年に至ってマッカーシー判事が赴任してくると早速、土地登記を推進する計画を立案し着手したが、第二次世界大戦勃発のため完遂することができなかつた。

1953年、マッキューウェンが駐在弁務官として赴任するや、ニウエ島の将来の経済的発展のために土地制度を改革する必要があることを厳然と指摘した。そして、彼は前述のようにまず伝統的土地保有慣習の調査に着手し、それと比較対照させながら現行制度の問題点を検討した。そうした中で将来の土地制度の方向性を見出したマッキューウェンは1962年、その2年前に設置されたばかりのニウエ立法会議(Niue Legislative Assembly)に改革案を提出した。その後数年間、立法会議や各村落の村落会議、ニュージーランド在住のニウエ人協会などニウエ人のあらゆる集まりにおいて新しい土地法に向けて議論が活発に展開される。1966年「ニウエ法」(Niue Act)が発布されてニウエ島は内政自治権を獲得し、ニュージーランドとの自由連合下で半独立国となる。その2年後、「ニウエ修正法」において現行土地法の制定が成った。ニュージーランドへの併合より60年余りの間ニウエはコロニアル期

の土地制度の下にあったのである。

コロニアル期の南太平洋諸社会はいずれもヨーロッパ人の持ち込んだ近代化の衝撃を受けた。ヨーロッパ人は各土着社会の秩序と安定のために伝統的慣習をできるだけ保持しつつ近代的法体系の枠内に再編成しようとした。そこには、宗主国にとって行政上の対処が容易で、かつ経済的効率を高める制度を作り出そうという思惑が働いたことも否定できない。ヨーロッパ人の「近代化」の核心は合理化にあった。主観や力関係、人間関係その他、状況によって変異が生ずることのない客観的な基準によってはじめて同一条件の下では同一の判断が可能である。このような基準の客観化、明確化とそれの記録は土着社会の伝統的諸制度に大きな変容をもたらした。土地制度に関しては登録制度と自由保有制度に「近代」は具現された。

当時の島の人々は記憶されている事実や情報、技法によって、すなわち慣習法によって土地の所有関係を統制しており、文字により文書として記録し、残すということは彼らの伝統にはなかったものである。また、土地は前章で述べたように多様なレベルでの集団保有であった。ヨーロッパ人の持ち込んだ二つの新しい制度は彼らにとって馴染みのないものであったが、否むしろ馴染みのないものであったが故にそれらのもたらす波及効果への認識も不充分なまま、彼らの土地制度の中に取り込まれるを得なかつた。その結果は南太平洋各地で解決不可能とも言える難題として現在に至るまで抱え込んでいるのである。

植民地政府の展望したものはクローコムの指摘によると、換金作物の栽培によって島の経済を安定化させるため、土地への資本と労働の投資を増大させようというものであった。⁹⁹このため伝統的土地保有制の融通無碍なる柔軟性を抑制しなければならない。まず第一に、慣習法では入れ子構造の*magafaoa*に対応して土地権も数箇のレベルで構成されているが、そのレベルの数を減らすこと、次に土地権を明確に規定し、認知できるようにすること、第三に、慣習法のように状況の変化に臨機応変に対応する、社会関係に基づいて決定される土地権ではなく、法と登録に基づいた安定し、固定した関係としての土地権に置き替えること、これらが植民地政府の遂行しようとした目標であった。

しかしながらニウエではこれらコロニアル初期に制定された法令は人材不足のために徹底施行されなかった。自由保有地として測量および登記が実施された土地は極めて少なく、首都アロフィおよびその周辺において政府機関や病院等の公共用地として接収されたり、商業用その他のためにリースされた土地、また村落地域では学校や教会関係の用地として接収あるいは提供された土地のみで、それ以外の一般用地はほとんど登記されることなく今日に至っている。

ただし土地紛争が発生し、当事者間の話し合いで解決できなかった場合には第三者の調停によって紛争の源となった土地区画が最終的には登記を伴って結着を見ることが多かった。土地紛争の調停のためにコロニアル初期に制定された前述の法令は土地法廷を設置することを唱っているが、ニウエではそれが実際に機能するようになったのは1950年代に入ってからである。それ以前は駐在弁務官あるいは登録事務官（Registrar）が調停や仲裁に当たっていた。法廷記録に残されている当時の土地紛争の解決のしかたからこの時代の土地制度は「クック諸島法」に準じて登録制度と血縁関係の重視に特徴づけられていることがわかる。ヨーロッパ人にとって「合理的」な土地制度の基本的条件とも言うべき登録制度は、ニウエの伝統的な土地慣習法を、そして土地をめぐる権利・義務関係によって規定される出自制度を少なからず変容させたのである。

伝統的慣習においては出自集団*magafaoa*の構成員は流動的で、さまざまな現実的、潜在的権利を持つ個々人から成り立つ。登録制の採用は、柔軟性のある、必要に応じて適応的に変化しうる個々の構

成員の権利がみな一様で固定化したものになることを意味していた。また一集団とは言っても入れ子構造をしており、レベルの異なるいくつもの集団から組織されていて、それぞれ同一の土地に対する権利に段階的な偏差がある。登記制度によって、ある土地に権利を持つ集団を登記すれば、その*tupuna*に血縁的に近い者の権利を法律上確固たるものにし、より遠い者を排除することになる。*tupuna*は慣習法では「移動する源」であり、世代下降とともに分節化が起こると*tupuna*も下降し、傍系親族は徐々に消えていくものだが、*tupuna*を明示して登録することによって固定化されると、そこから出自した者全員が、当該*tupuna*から由来する土地の利用・不利用やその*magafaoa*の人々との人間関係がどうあれ、血縁関係以外の全ての条件を無視してその地に実効力ある権利を末代に至るまで持つことになるのである。すなわち土地を登記することはその土地の所有集団である出自集団を登録し、その集団の構成員を固定して構成員個々人の権利を、慣習法においては状況適応的に差異化していたものを画一化、対等化することを意味した。

その際、客観的に認知し易い明示的な、記録可能なものが出自集団の成員権獲得の基準として望ましい。それに対して客観的基準によらず、状況によって変化や変異があつたり、必要度、使う頻度、他の人々への協力度や協調性等々、基準が明瞭でないものは記録時の基準になりにくい。血縁関係はその点、不变不動で状況の変化の影響を受けず、記録するのに好都合な安定した基準を提供する。ヨーロッパ人が最も確実な準拠として血縁関係を採用した背景にはこうした理由があったが、その他にヨーロッパ人自身が元来、血縁紐帯を重視するという島嶼社会と共通した伝統を持っていたという事実もある。

こうして土地法廷は土地保有団体*magafaoa*の構成員すなわち土地への請求権を持つ者を明確にし、記録するために血縁関係という「生物学的事実」の収集へ力を注いだ。各々のtreeおよび*magafaoa*に家系図を作成させ、それを管理する部署（Genealogy Department）を設置し、専従の官吏を配置した。出生記録や婚姻台帳等々、政府機関が島民に関する情報全体の記録化を進める中で人々の「生物学的事実」に根拠が与えられていった。

記録された血縁関係を最大の根拠として一筆の土地の土地権を持つ*magafaoa*とその構成員を承認して記録する、そして土地権の継承を伝統的土地慣行に基づいて血縁原理に求める、というコロニアル期にヨーロッパ人が「クック諸島等法」をもって導入した土地制度は、単純で明快な土地管理上の手続きを求めた時点ではきわめて合理的な制度であるかのように見えたが、ヨーロッパ人の重大な誤解によってその後の個々の島嶼社会の発展上、大きな問題を生起させるものであった。

そもそもポリネシアの出自制度は双系制の中でも選系制（ambilateral system）であり、個人が父方と母方のいずれの系統にも同時に帰属する共系制（bilateral）とは異なる。選系出自制の下では土地権は父方か母方のいずれかを選ぶ。ニウエでは、父方か母方の*magafaoa*もしくは父方の二系統（祖父、祖母）の*magafaoa*と母方の二系統の中から現実に権利行使する系統を選び、他の*magafaoa*には潜在的に権利を持つ。すなわち被継承者の方から見れば、その土地権は子ども全員に均等に継承されるわけではない。伝統的慣習の下では血縁関係と並んでoccupationすなわち生産労働や居住のための土地としてどの土地を選び利用するかが重要な土地権獲得の要件であった。土地の使用頻度や必要度、当該*magafaoa*の人々と協力し、友好的関係を保つなど人間関係の持ち方はoccupationを可能にする条件であった。

潜在的には子どもは両方の親の土地を継承する権利を持つ。しかし親が他処へ移り、その子どもが当該*magafaoa*の土地以外の場所で育てば、親も次第にもとの*magafaoa*の土地の使用権を失い、ついにはその子どももそれらの権利を失う。そして何年か後に子どもがその地に戻ったとしても土地権を自

動的に行使できる訳ではない。土地利用実績がないからである。あらためて当該*magafaoa*の人々が審議し、承諾されれば土地を使うことができる。土地権維持のためには血縁関係が唯一の条件ではなく、使用実績が必要なのである。

しかしヨーロッパ人は、子どもが両親の土地権を同時に継承する共系制と規定してしまい、伝統的慣習における土地使用実績の重要性を見捨ててしまった。にもかかわらず、その共系出自制による血縁関係のみに基づいた土地権継承法を伝統的制度を踏襲したものと捉え、自由保有制と土地登録制という近代化に不可欠の制度と合わせて、伝統的秩序と近代的秩序の統合によって島嶼社会の社会的、経済的統制を目論見んだ。そしてこの三つの制度の組合せは最悪の事態をもたらし、島嶼社会の発展を阻害することになる。

自由保有制の下で一たん土地とその所有者を登録すると、彼（女）が土地使用を放棄して他処に住んでも子々孫々に至るまでその土地権を失うことはない。また、共系出自制を前提とすると、彼（女）の子孫は全員権利を持つので一筆の土地の所有者は世代が下降するほど増え続ける。そしてやがて土地権は際限なく分割され経済性のある生産をするために必要な面積の土地を誰も持てなくなってしまう。ニウエにおいては自由保有制の実施はそれほど進行しなかったが、これが施行されたクック諸島やニュージーランドのマオリ族の間では重大な問題状況を呈していて、たとえば2家族分ぐらいの土地の共同所有者が数百人となっているなど、土地の有効利用の障害となる事例が多い。これは島嶼社会の経済発展にとり、大きな阻害要因となっている。

以上、要約すれば、コロニアル期におけるニウエの土地保有制度の問題点は、土地登録制度の採用、土地権獲得・継承のさいの血縁関係の過度の重視、それに反比例する血縁関係以外の諸条件の無視ないし軽視などが招来する制度的硬直化である。とくに生産労働や居住用の土地としての利用実績は伝統的慣習法の中では血縁関係と同様に重要な指標であったにもかかわらず、ほとんど重視されなくなった。こうした問題がもたらすものは、クック諸島やニュージーランドのマオリ族に見られる共同所有者の増加とその結果としての土地の細分化であった。

4. 「慣習法」への固執？

コロニアル期に入っても土地紛争の解決は基本的には伝統的慣習に則って行なわれていたが、第二次世界大戦後、「クック諸島法1915」の影響が強くなるにつれ、クック諸島などにおける状況がニウエにおいても迫り来ることが必至であった。何よりも細分化された土地に多数の共同所有者がいるという状態では、自給自足経済から転換し商業主義経済の波に乗って島の経済的発展を期待することは困難である。1953年に駐在弁務官として来島したマッキューウェンはこのようない点でニウエ島の将来を危惧し、土地制度の改革に乗り出したのであった。

土地登録制と血縁関係の偏重の結果失った、慣習的土地制度の特徴であった土地と土地利用者の間の柔軟な関係を回復するためには土地利用実績という基準を再評価せねばならない。つまりその点での土地制度の見直しを計る。これによって出自制を共系的システムに歪曲した弊害も緩和され、土地権継承者の数を減少させることができる。それは土地の細分化の阻止につながる。

マッキューウェンが着任の翌年からニウエの慣習的土地制度を調査して出した結論がそれであった。これに触発されてニウエ島の植民地政府や立法議会も土地問題について認識を高め、マッキューウェンの立案をもとに議論を始めた。1962年彼はついに立法議会に提案し、議員はそれぞれの出身村落の

村落会議で議論を展開していったのである。

この法案の中で最も注目を集めたのは島外への移民の不在期間に制限を設けて、一定期間土地利用実績のない者から土地権を剥奪する条項である。土地権を喪失する不在期間を当初は3世代としたが、それでは長すぎるということになり「20年間」が有力となった。この「20年間不在」条項を盛り込んだ法案が立法議会に出されたのだが、議会および島内での議論の末、1964年3月に議会は満場一致で採決した。そして正式に立法化する前に不在島外移民の集住しているニュージーランドにて彼らの意見を訊くことにした。利用実績が土地権確保の条件となると最も影響を受けるのは彼らなのである。

在ニュージーランド・ニウエー人たちはこの条項に対して猛反対を示した。オークランドとウェリントンではニウエー島出身者の協会が教会を中心に結成され、それぞれ議論を重ねたあとニウエー島へ代表を派遣してきた。そしてニウエー全島において「20年間不在」条項に関して大議論が展開された。

ニウエー島在住ニウエー人（以後「N島ニウエー人」と省略）とニュージーランド在住ニウエー人（以後「NZニウエー人」と省略）の間の議論は当初より感情的な応酬で始まった。

元来、土地に関する問題は島内においてもきわめて微妙な感情の絡む問題であった。権利・義務関係が明快に規定されていず、思いやり、分かち合い（sharing）、譲り合いという行動様式が価値あるものとされ期待されているから、人々はそれに適った行動をとりたい、とらねば、と思っている。しかし人々は本来、可能ならば欲しいものを欲するだけ持ちたいと思っているのだ。分かち合いが原則とされても、他人が気づかなければ他人に回さずに独り占めする、他人に知られる前に最も良いものを食べてしまう、等食物獲得行動にそれはよく表われている。土地に関する慣行はそうした個々人の欲求を抑えて他人の不利になるような個人の利益拡大を制限する規則を課すという機能を持つ。こうした社会の慣行や規則に沿って自分の利益を追求するのである³⁹。しかしその背後には常に、「独り占め」欲求や「欲しいものは欲しい」という本音が隠されていることに注意しなければならない。土地区画の境界線についてのいさかいや口頭による貸借関係が世代継承によって曖昧になった結果としての争いなど各種の紛争には表面的な友好関係とは裏腹なきわめて陰湿な人間関係が見られる。あるいは隣人であれ近親者であれ、直ちに土地法廷に訴える闘争型の関係も見られるが、いずれもきわめて感情的に両者は対立もしくは応酬する。

ニュージーランドへの各村落からの大規模な移民により生じた土地をめぐる問題は、使用権またはその継承権のある土地を権利を保持したまま島に残して近代的生活を選んだ人々と、彼らの土地に手をつけることなく、請われて管理している人々の間に生じていた。前者は在島の親族すなわち後者に自分の権利がある土地の維持・管理を任せる代わりに事あるごとに衣類その他の日常用品や現金を送ってくる。後者は、それを有難くは思うものの不在者の土地の維持・管理に要する労力には耐え難い。しかし、頼まれたことを拒絶することはできない社会である。後者は、前者が島在住の者のように辛い農作業もせず、近代的な大都市で豊かに楽しく生活している、と羨望を持つ一方、ニュージーランド国内では太平洋諸島民は正業に就くのは無理で非熟練労働や半端仕事しかしていない、と軽蔑の入り混じった複雑な感情を抱いている。

以上の背景の下に20年以上の間、島に不在であった者の土地権を剥奪する法案が提出されたのである。両者の間に潜在していた緊張関係は一挙に噴出した。当時の諸集会の議事録および双方のリーダーたちの書簡には緊迫した様子が満ちあふれている。

NZニウエー人たちがNZニウエー人協会の集会でもニウエー島立法議会の議員を中心としたN島ニウエー人たちとの一連の話し合いにおいて最も拘泥を示したのは「20年間不在」条項を最初に口に出して

提案したのは誰か、ということである。本人の固有名詞を明示することを終始強硬に要求し、それは彼個人の利益の追求から発した意見に相違ない、と感情的に猛反発した。そしてそのような島外移民の同胞を切り捨てて自己の利益を求める——島の伝統に反する——ことに同調するN島ニウエ人の政治的リーダーである立法議会の議員たちを口汚なく罵倒し、拳句のはては、往時は土地紛争は戦争で解決したのだから「この条項を取り下げないのなら我々も昔のニウエの武器を持って襲うであろう」と象徴的な闘いの宣言までしている。

N島ニウエ人の側も感情的に応酬した。「あなた方は自分の島と自分の民族を侮辱し、自分の民族の代表として選ばれた人々を罵ったことに気づいているだろうか」と両者間に横たわる深い感情的な溝を認識しつつ反発している。その上で真に言いたい本音を以てNZニウエ人を問いつめた。「何故、あなた方は島に戻って島で働かないのか」「あなた方は島生活の辛苦を捨て、安樂を求めて島を出ていった」「あなた方はヨーロッパ人の生活に憧れ、それを志向している。一方、我々は島で奴隸のような生活をしながら、あなた方の土地の維持・管理を無理矢理やらされている」「その同胞に向かって昔の武器で切りつける、というのか」等々、積年の不満を噴出させた。

以下に一連の集会においてNZニウエ人の側が強調したことを5点にまとめ、発言例も記しておく。なお、() 内は筆者の補足である。

(1) 精神的支柱としての土地の重要性

- ・「島から離れても我々ニウエ人の心の中には我が土地がある。」
- ・「ニウエに土地を失ったら我々はもはや人間ではない。自身をmoana（海、大洋の意）と呼ぶであろう、島（即ち陸、即ち土地）がないのだから。」
- ・「土地は我々の宝物だ。ヨーロッパ人にとっての金が我々にとっての土地だ。」

(2) 現実性必要性

- ・「ニュージーランドで生活しにくくなればニウエに戻るつもりだ。その時のために土地は必要である。」
- ・「子どもが帰島した時に土地が使えるようにしておきたい。」

(3) 血縁や伝統の重要性

- ・「我々は祖先が与えてくれた分け前をそのまま持っていたい。祖先だってそう望んでいる。」
- ・「親子きょうだいという血縁関係こそが互いに許し合える大切な関係だ。これが我々の昔からの慣習である。」
- ・「時代おくれかもしれないが、我々の慣習には価値がある。大切にしていきたい。」

(4) 在島の政治的リーダーへの批判

- ・「彼らは我々の土地を盗もうとしている。」
- ・「彼らは自分の利益ばかり考えている。」
- ・「彼らはヨーロッパ人と結託してニウエ島を彼らに譲り渡そうとしている。」
- ・「議員たちは島の人々に何も言わせないようにしている。」

(5) 植民地政府批判・反ヨーロッパ人・反ヨーロッパ風

- ・「彼ら（ヨーロッパ人）はニウエにマオリ法を持ち込もうとしている。我々の土地に手をつけないでもらいたい。」
- ・「我々は文字で書かれたものなど信用していない。大切なのは人の言葉だ。それで充分。それが我々の伝統だ。」
- ・「法律が我々と在島の我が親族たちを引き裂くなど許せない。」

- ・「ヨーロッパ人はニウエの土地の奪取を画策している。³⁷」
- ・「ヨーロッパ人は立法議会の議員たちを彼らの都合の良いように誘導している。³⁸」
- ・「彼らは（我々が寄贈した）教会の土地までも奪おうとしている。マオリの場合のように。³⁹」
- ・「彼らはニウエ島が最も良い島だと言って非常に気に入っているから、将来、彼らの島にしようとしているに違いない。⁴⁰」
- ・「政府が島のことを全て統制している。⁴¹」
- ・「ヨーロッパ人も政府も議会もみな同じだ。我々の土地を取り上げようとしている。⁴²」
- ・「立法議会は（ニュージーランド本国の）島嶼地域省（Ministry of Island Territories）の助言を受けて島の人々の土地を無知に乗じて奪おうとしている。⁴³」

彼らもしくは彼らの子孫は現実に故郷の島へ戻る可能性があり、その時の生活資料を得る手段として土地はなくてはならないものである。同時に彼らにとって物的保障以上の意義を持つ。土地は彼らの精神的な拠り所であり、アイデンティティの礎ともなっている。土地に対する権利を持つ者がその土地の保有集団である*magafaoa*の構成員であるから、いずれの土地の権利をも持たない者は帰属する*magafaoa*を持たないことになる。いずれの*magafaoa*にも帰属しないということはニウエ人としてのアイデンティティの基盤がないことを意味する。「土地を持てないならmoanaである」という言葉にはそうした意味が込められていると考えて良い。異郷の地においてもニウエ人とのみ交流し、特に親族関係のある人々や同じ*magafaoa*の人々との緊密な交際と協力関係によって日々の精神的、物質的支柱を確保している彼らにとっては、土地権を失うことはそれらの人々と交流する根拠を失うことに通ずる。彼らが土地権を失うことを極度に恐れるのも道理であろう。

また彼らは先進国の大都市で一見、近代的な生活を送っているように見えて、ニウエの伝統と慣習に基づいた生活をしている。慣習法の遵守は彼らにとってはNZニウエ人どうしを結びつけ、その地で生きていくための主題ですらある。NZニウエ人とNZ島ニウエ人の間の一連の議論の中で伝統や慣習の擁護をより強調する発言をしたのはNZニウエ人の側であったことは首肯できる。

彼らにとって精神的、物質的拠り所であり、無条件に子々孫々にまで継承されるはずであった土地に対する権利が、島からのある年限の不在を理由に剥奪されるという青天の霹靂が起った時、それが社会のどの部分から、また何故起ったのかを推測して描いた彼らなりの構図に、彼らの自らの社会に対する歴史的・社会的認識が明瞭に反映されている。

彼らの認識では、ニウエ島はコロニアル状況を脱却し、島の経済的発展によって自立できればそれに越したことはない。しかしそれは難しい。あくまでもニュージーランドの財政援助によってしかニウエはひとつの近代国家として成り立ち得ないであろう。ヨーロッパ人はそうした足元を見てニウエの土地を彼らの統制下に置こうとしているのだ。立法議会議員を中心とするニウエの政治的リーダーたちはヨーロッパ人を中心としたニウエ政府に誘導されて同調し、まず長期不在者たちの土地を取り上げようとしている。一般的な島民にはこの重大な変更が何ら知らされていず、彼らの無知に乗じてその意見を封じ込んでいるのだ。このような一般ニウエ人の反ヨーロッパ人、反政府、反議会という構図をNZニウエ人たちは描き、長期不在者の土地の有効利用が島の経済の活性化をもたらすのだという意見には耳を貸そうともしなかった。

では彼らは土地利用実績や長期不在者の土地権についてどのように考えていたのだろうか。彼らは、土地は*magafaoa*の集団所有制でその中の祖先が配分した区画に個人の土地使用権が確保され、その権

利を世代継承していく、という慣習法の固守を望む。ただし継承権は、利用実績は問われず血縁関係のみによって決定される、という「クック諸島法」の下でのコロニアル期の規則を適用することを前提としている。つまり彼らは血縁の重視が慣習法の真髄であり、何年も何世代も土地を不在のままにして親族に維持・管理を任せても当該土地区画の権利を失うことないと主張する。

人はその社会の社会慣習や規則の許容範囲内ででき得る限り自己に都合良く解釈し、また自己の利益になるように発言し、行動する。NZニウエー人たちが「20年間不在」条項反対に示した言動もそのひとつの例であったと言ってよい。彼らは、植民地政府が伝統的慣習を近代ヨーロッパの論理に適合させて歪曲してしまったコロニアル期の土地制度の中の都合の良い部分のみを取り上げて曲解し、それが「慣習法」であると主張した。そして、人々の反ヨーロッパ人意識を刺激して「慣習法」への回帰を説き、多勢のニウエー人を同調させたのである。

一方、ヨーロッパを中心としたニウエー植民地政府と各村落選出の立法議会議員を中心とする島の政治的リーダーたちは、ニウエーの自治と独立に向けて経済的基盤の育成をはかるためにコロニアル期に導入された土地制度のもたらす欠陥の修正を計ることにした。中でも土地権獲得、喪失の条件として血縁のみが突出し、他の条件が評価されないため、長期にわたる不在者となったNZへの移民たちの非使用地が大量に出現したが、これを開墾し使用することによってニウエーの農業生産力を向上させようとした。そのために土地権の維持・獲得の条件として本来の慣習法において行われていたように土地利用実績を指標として再び重視することが企図されたのであった。経済制度近代化のために見直しが必要とされる土地制度に関して、N島ニウエー人はヨーロッパ人と歩調を合わせて本来の伝統に回帰することによって経済的近代化をはかり、NZニウエー人はそれに対してコロニアル期にヨーロッパ人が持ち込んだ歪曲された土地制度を「慣習法」であると主張して、経済制度の近代化を阻んだと言うことができよう。

NZニウエー人は当時の島内の自治と独立への気運に乗り、植民地政府やヨーロッパ人への反感を利用して多くの共感者を得、味方に引き入れた。そして「20年間不在」条項は廃案となったのである。ニウエー島民の収入の大半が彼ら自身の生産労働に依ることなく、在外移民である親族——とくにニュージーランド在住の——からの送金に頼っていたことも理由のひとつであろう。また、NZニウエー人も将来、ニウエーに帰島するかもしれない、同時にN島ニウエー人もいずれ移出することも大いにあり得る。そのように立場が逆転し、さらに二転三転する可能性もある循環型の移民を輩出している社会では当然の選択であったのかもしれない。

5.まとめとむすび

変化や発展を経つつ長期間続いた伝統的社會に近代ヨーロッパ文明の与えた衝撃は大きい。物質文化や精神文化などのような若干の受動性を伴いながらもかなりの積極性をもってその衝撃を迎えた側面もあるが、一方、社会組織のように時代の権力機構の中で否応なしに新しい制度を受け容れざるを得なかった面もある。本稿が取り上げた西ポリネシアの小島嶼社会ニウエー島の土地制度はそのひとつ目の例である。

社会組織の根幹にある親族組織とその基盤を成す土地保有慣行にヨーロッパ文明が変革を迫ったのはコロニアル期であった。近代ヨーロッパ的合理主義は、現地社会に権利・義務観念を持ち込み、こ

の観念に基づいて社会関係を可視的にし、それを文書に記録するという、近代社会にあってはきわめて当然の、しかし、前近代社会にとっては不慣れな原則を確立しようとした。

これによって①土地の登記制度と②土地所有権を明確にして安定した保有を保障するため自由土地保有制を導入した。それに③所有関係の明示化のために客観的で単純明快、記録するにも容易な血縁関係のみを指標とし、土地利用実績その他の伝統的土地慣行の中で重要視されていた指標は無視されるようになった。

慣習的土地保有制においては、土地使用資格を得るには血縁関係のみならず当該土地利用の実績、土地の必要度、親族との友好関係や協力度、その他さまざまな指標が考慮される。血縁関係のない者が一代限りで使用を認められることもある。土地利用を承認したり拒否したり、あるいはその資格を剥奪したりするのは、当該土地保有集団である*magafaoa*の長 (*pule*) で、彼はコロニアル期以前は集団保有地の分配に関して大きな発言力を持っていた。彼の下で臨機応変に人と土地の関係が打ち立てられていき、それは文書に記録されることはない。従って人々が記憶している限りにおいて事実であって、永久不変のものではあり得ない。そのような意味でもきわめて柔軟性のある土地慣行であった。コロニアル期に至り土地所有権の明確化のために自由土地保有制が導入されたものの、ニウエにおいては実施があまり進行せず自由保有地として登録されたケースは少なかった。しかし、土地紛争が当事者間の話し合いによって解決されない場合は、土地法廷、駐在弁務官、登記事務官などの「公」が関与することになり、測量によって区画を明確にし固定化したうえでその地区画の所有団体である*magafaoa*を登録させる。この場合、その*magafaoa*に専有権が認められたことになり、実質上は集団単位の自由保有権であるとも解釈することができよう。

ひとたび一区画の土地が登記され、その所有団体である*magafaoa*が登録されると、その時点での*tupuna*の子孫たちは全員がその土地の所有権の共同所有者となる。そして世代が下れば下るほど一筆の土地の共同所有者の数は増加し、その土地が細分割される条件が強化される。こうしてコロニアル時代の土地制度は一区画の土地の共同所有者の漸次的増加とそれに伴って生じる土地の細分化を必然的に招来するものであった。

これでは島の限界ある土地を有効に活用して商業用の農産物生産へと経済的発展を期待することは不可能である。ニウエはクック諸島などに比べれば登記も進んでいず、慣習的土地制度の色彩が濃厚に残っているが、それも時間の問題で、土地紛争が土地法廷に持ち込まれ登録によって解決されていく件数が増加すれば、いずれクック諸島やニュージーランドのマオリ族の抱えている難問を同様に抱えることになる。

1960年代に至り、内政自治権を得て半独立への道が視野に入ると、ニウエ植民地政府と立法議会議員を中心とした島のリーダーたちは経済的独立へ一歩でも近づくためには土地制度の改革が不可欠であることを認識した。コロニアル下の土地制度の第三原則の修正が共同所有者の増大とその結果としての土地の細分化を緩和させるために注目された。当時、ニウエ島からニュージーランドへの移出民数は増大しつつあり、彼らは血縁関係のみを根拠とした土地権を留保したまま島外に居住していたから、島内には彼らの非使用地が多くあったのである。島の経済的発展のためにこうした土地も利用できるよう、伝統的土地慣行に立ち返ることが提案された。すなわち占有権 (occupation right) の復活と長期間利用実績のなかった不在者の土地権の剥奪が立案されたのである。

これに対してNZニウエ人は、血縁関係を尊ぶのがニウエの伝統であり、血縁によって土地権の授受を行なうのが彼らの伝統的慣習法である、と「伝統」と「慣習」を掲げて「20年間不在」条項の成案に反対した。また彼らは、土地は*magafaoa*のものであるとして集団所有を認める一方で、

*magafaoa*の土地のうち自らの土地として分配された区画の永代専有権を主張し、自らの子孫への継承を当然の権利と主張している。これらの主張は厳密に言えばニウエの伝統でも慣習法でもない。コロニアル期にヨーロッパ人が導入した土地制度そのものである。

血縁関係の重視という慣習法の根幹にあり、一見、近代的ではないものを強調することによって「伝統」の装いをまとったNZニウエ人の主張は、島民の反ヨーロッパ人意識を触発してNZ島ニウエ人の支持を得たと考えられる。不在者条項は廃案となりNZニウエ人の土地権は守られた。

この論争の政治的な構図は、内政自治権獲得後のニウエ島の経済的基盤整備の必要から土地制度改革のために伝統（慣習法）への回帰を選択して植民地政府、言い換えればヨーロッパ人に支持され共同行動をとっていた島のリーダーたちと、ヨーロッパ的生活を志向して在島生活の艱苦から逃れたものの、強い民族的アイデンティティを持ち続け、現実的利害と絡んで誤った「慣習法」（実はコロニアル期にヨーロッパ人が導入した制度）に固執している、反ヨーロッパ人、反植民地政府意識を強力に表明するNZニウエ人の対立であったと言えるであろう。そしてこの対立において歴史は後者に味方したのである。

前近代社会から離陸して、いずれかの歴史的地点に着陸することになる伝統的社会の進路は、離陸を促した近代社会の社会的、歴史的状況もさることながら、離陸した時点における当該社会の生態学的、政治的、社会文化的状況いかんでさまざまな筋道を通るものである。それは決して単純な直線でも曲線でもなく、またひとつの平面上に描き切れるものとは限らない。そしてその過程では、それぞれの歴史を背負った組織間の対立や協調、そして組織内の個人の、これもまたそれぞれの個人史に裏打ちされた欲求、意志、思惑などにより複雑にうごめく関係が存在し、作用する。小社会を微視的に見るとそうしたさまざまな要因が近代化過程における右曲左曲、前進後退を彩っている。

記

本稿で参考にしたunprinted materialの大部分はニュージーランド国立図書館Alexander Turnbull LibraryのManuscripts and Archives CollectionおよびNational Archives所蔵のものである。貴重な資料をきわめて協力的に惜しきもなく使わせて下さった両館の寛大性と国際性に感謝したい。

註

- ① Loeb 1926 (1985)
- ② Smith 1902~03 (1983, 1993)
- ③ McEwen 1968
- ④ Crocombe 1960, 1973
- ⑤ 筆者は1994年以降、数次にわたりニウエ島の養取制度と土地保有制度を中心とした社会組織の調査を行なってきたが、それによって得られた資料に基づく。
- ⑥ ニウエ島の類別的親族名称体系については拙稿「南太平洋ニウエ島における慣習的養取制度の現代的意味」『大妻女子大学紀要——文系——』第30号 (1998) を参照されたい。
- ⑦ Crocombe 1973 : 4, McEwen 1968 : 9など
- ⑧ Crocombe 1973 : 4
- ⑨ 南太平洋地域ではヨーロッパ系の人々という意味で「ヨーロッパ人」という言葉が使われている。

従ってニュージーランド人もオーストラリア人も「ヨーロッパ人」のカテゴリーに入る。

- ⑩ Crocombe 1973 : 2
- ⑪ McEwen 1968 : 7 ~ 8
- ⑫ 二十世紀に入ってニウエ島から周辺先進地域への移出民が徐々に増え始め、1960年代には急増した。大半はニュージーランドに住んだ。ニウエ島は人口減のため労働力不足に悩まされている。
- ⑬ Crocombe 1973 : 7 ~ 9
- ⑭ 除草や清掃など維持・管理は土地権保有者に義務づけられている。
- ⑮ Minutes of the meeting held in the court room between the assembly and Mr. Talagi and Mr. Mokoniu re land legislation on 17 December 1964
- ⑯ Minutes of assembly meeting held on 21 Dec. 1964 on land legislation with Talagi and Mokoniu
- ⑰ Public meeting with Lui and Lagaua on 13 Dec. 1964
- ⑱ Meeting of Niuean Community in Wellington on 26 July 1964
- ⑲ 同上
- ⑳ 同上
- ㉑ 同上
- ㉒ 同上
- ㉓ Public Meeting with Lui and Lagaua on 13 Dec. 1964
- ㉔ Meeting of Niuean Community in Wellington on 26 July 1964
- ㉕ 同上
- ㉖ 同上
- ㉗ 同上
- ㉘ Meeting held in the assembly room on 20 Jan. 1965 with McEwen and Aitkin and three representatives from Niue New Zealand Society 1965
- ㉙ 同上
- ㉚ Public meeting with Lui and Lagaua on 13 Dec. 1964
- ㉛ Meeting of Niuean Community in Wellington on 26 July 1964
- ㉜ Public Meeting with Lui and Lagaua on 13 Dec. 1964
- ㉝ 同上
- ㉞ 同上
- ㉟ Meeting of Niuean Community in Wellington on 26 July 1964
- ㉞ 同上
- ㉟ Public Meeting with Lui and Lagaua on 13 Dec. 1964
- ㉢ 同上
- ㉣ 同上
- ㉤ 同上
- ㉥ 同上
- ㉦ 同上
- ㉧ 同上
- ㉨ 同上
- ㉩ 同上
- ㉪ 同上
- ㉫ 同上
- ㉬ 同上
- ㉭ McQuoid 1964

BIBLIOGRAPHY

PRINTED

- Acquaye, B. & Crocombe, R. G., 1984. *Land Tenure and Rural Productivity in the Pacific Islands*, Institute of Pacific Studies, University of the South Pacific, Suva.
- 馬場 優子 1998.「南太平洋ニウエ島における慣習的養取制度の現代的意味」『大妻女子大学紀要——文系——』第30号
- Chapman, T. (eds.) 1982. *Niue : A History of the Island*, Institute of Pacific Studies, University of the South Pacific, Suva.
- Crocombe, R. G., 1977. *Land Tenure in the Pacific*, Oxford University Press & University of the South Pacific, Suva.
- , 1987. *Land Tenure in the Atolls*, Institute of Pacific Studies, University of the South Pacific, Suva.
- Kalauni, S., 1977. *Land Tenure in Niue*. Institute of Pacific Studies, University of the South Pacific, Suva.
- 片山 一道 1997.『ポリネシア——海と空のはざまで』 東京大学出版会
- Loeb, E. M. 1926(1985). *History and Traditions of Niue*, Bernice P. Bishop Museum Bulletin, Vol. 32. (Kraus Reprint)
- Scott, D. 1993. *Would a Good Man Die?* Hodder & Stoughton, Auckland.
- Smith, S. P., 1902-03(1983). "Niue : The Island and its People," *The Journal of the Polynesian Society*. Vol. 11, (Institute of Pacific Studies, University of the Pacific Studies, Suva.)
- 棚橋 訓 1997.「裁かれるマオリ・カスタム——ポリネシア・クック諸島と土地法廷」山下・山本編『植民地主義と文化——人類学のパースペクティブ』 新曜社
- Wright, A. C. S., & Van Westerndrop, F. J., 1965. *Soils and Agriculture of Niue Island*, Soil Bureau Bulletin Vol. 17, New Zealand Department of Scientific and Industrial Research.

UNPRINTED

- Crocombe, R. G. 1960. The reconstruction of a pre-contact land tenure system.
- , 1960. The pattern of development in New Zealand's Pacific Territories. Paper read to the New Guinea Society, Canberra.
- , 1973. Letter to J. M. McEwen (ATL MS - Papers - 6717 - 095)
- , 1985. Principle and Problems of Land Tenure (ATL p.333, 3099, CRO)
- Kalauni, S., 1956. Enquiries as to Native Custom.
- McEwen, J. M., 1968. Report on Land Tenure in Niue. Presented to the House of Representatives.
- McQuoid, F. M., 1964. Letter to McEwen. (ATL MS - Papers - 6717 - 095)
- Meeting held in the Assembly Room on the 20 Jan. 1965 with McEwen and Aikman and Three Representatives from Niue New Zealand Society, 1965. (ATL MS - Papers - 6717 - 095)
- Meeting of Niuean Community in Wellington on the 26 Jul. 1964. (ATL MS - Papers - 6717 - 095)
- Minutes of Assembly Meeting Held on the 21 Dec. 1964 on Land Legislation with Talagi and Mokoniu. (ATL MS - Papers - 6717 - 095)
- Minutes of the Meeting Held in the Court Room between the Assembly and Talagi and Mokoniu re Land Legislation on the 17 Dec. 1964.. (ATL MS - Papers - 6717 - 095)
- Niue Land Titling Project : Discussion paper. (ATL MS - Papers - 6717 - 096)

Niue Proposed Revision of Land Laws, 1964. (ATL MS - Papers - 6717 - 095)
Pama, V. 1964. Letter to the Assemblymen. (ATL MS - Papers - 6717 - 095)
Public Meeting with Lui and Lagaua on the 13 Dec. 1964. (ATL MS - Papers - 6717 - 095)
Public Notice re Constitution Development and Land Legislation, 1965. (ATL MS - Papers - 6717 - 095)
Shanks, L. A., 1964. Letter to McEwen. (ATL MS - Papers - 6717 - 095)
Stace, C. J., 1964. Letter to McEwen. (ATL MS - Papers - 6717 - 095)
—, 1964, Letter to McEwen with a copy of telegram from Department of Island Territories. (ATL
MS - Papers - 6717 - 095)
—, 1964. Report to McEwen re Niue Land Laws—Absentee Provisions. (ATL MS - Papers - 6717 -
095)